

第18期 第14回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和6年10月29日(火) 午後1時30分～午後2時43分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階 第2会議室

3. 出席農業委員 (7 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 比嘉 友明 委員 4番 比嘉 強 委員 5番 金城 朝之 委員

7番 金城 敏満 委員 8番 金城 道夫 委員

4. 欠席農業委員 (1 名)

6番 上里 さゆり 委員

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 金城 阿希乃 委員

西部地区: 瀬長 輝男 委員 ・ 高安 昌俊 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖

主任主事: 長嶺 文斗 主任主事: 南 叶子

7. 議事録署名委員

7番 金城 敏満 委員 ・ 8番 金城 道夫 委員

8. 付議すべき案件

報告第 76 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 77 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 78 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 79 号 現況証明願について

報告第 80 号 確認願について

報告第 81 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第	82	号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
協議第	4	号	農用地区域内の一部用途変更について
議案第	44	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	45	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	46	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第	47	号	一時転用承認願申請について
議案第	48	号	非農地証明願について

9. 会議の内容

議長	皆さん、こんにちは。ただいまから第 18 期豊見城市農業委員会第 14 回総会を開催いたします。 (午後 1 時 30 分) 開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日 1 日限りいたします。 本日の出席委員は 8 名中 7 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立します。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 7 番委員の金城敏満委員と第 8 番委員の金城道夫委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び南主任主事を指名します。 これより報告案件に入ります。初めに、報告第 76 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 2 ページをお開きください。報告第 76 号「農地転用後利用状況の報告について」、10 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 76 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 77 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 4 ページをお開きください。報告第 77 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、1 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 77 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 78 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。報告第 78 号「転用許可に係

	る工事の完了報告について」、3 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 78 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 79 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 8 ページをお開きください。報告第 79 号「現況証明願について」、15 件ございました。内容を確認のうえ、証明を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 79 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 80 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 11 ページをお開きください。報告第 80 号「確認願について」、2 件ございました。内容を確認のうえ、確認書を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 80 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 81 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 13 ページをお開きください。報告第 81 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、4 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 81 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 82 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 15 ページをお開きください。報告第 82 号「農地法第 5 条

	第 1 項第 6 号の規定による届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただ今の報告第 82 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。 質疑がないようですので、進行します。 次に、協議第 4 号について審議します。 事務局の説明をお願いします。
事務局	協議第 4 号については、農林水産課からの説明をお願いします。
農林水産課	こんにちは。農林水産課の宮城と申します。よろしくお願いします。 今回、農用地区域内の用途変更について申請がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、農業委員会の意見を聴くものであります。 農振農用地に農業用倉庫、畜舎等の農業用施設を設置する場合は、農業用施設用地への用途区分の変更の申し出が必要となっております。 それでは、申請が 3 件ございますのでそれぞれ説明したいと思います。 議案書 19 ページをお開きください。 申請場所及び面積は、字保栄茂 322-1 (1,466 m²の内 211 m²)。 目的は、選果包装施設、農機具収納舎（農業用倉庫）、給水施設、トイレ、駐車場、通路、資材置場となっています。 議案書 23 ページに現況写真を載せてありますのでご覧ください。 土地利用者は変更手続きがあることを知らずに設置・利用しており、始末書を提出してもらい、今後申請漏れがないよう指導し手続きを踏んでもらっております。 今回申請内容については、農業用施設用地に該当することから、農林水産課としては適当であると考えております。 1 件目の説明は以上です。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	協議第 4 号について農林水産課の説明が終わりました。 協議第 4 号については、1 件ずつ審議します。 はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。 質疑のある方は挙手をしてからお願いします。 (8 番委員挙手)

議長	はい。金城委員。
8 番委員	事後処理になりますか。
農林水産課	これから所有権移転を予定しており、その事前調査をした結果、施設があったということで、申請しております。
8 番委員	用途変更が必要だと指導したということですね。
農林水産課	そのとおりです。
8 番委員	面積要件ってありますか。
農林水産課	面積関係なく建物を設置する場合は用途変更の手続きが必要になるんですけど、その際に 90 m ² 未満だと農振法の開発許可と農地法の転用許可はどちらも不要になっていて、その次に 90 m ² 以上 200 m ² 未満は農振法の開発許可が必要になります。200 m ² 以上になると農地法の転用許可が必要になります。
8 番委員	90 m ² 未満は対象外ということか。
農林水産課	90 m ² 未満でも用途変更の手続きは必要です。
8 番委員	現場をみていると、駐車場とか砂利敷きなどたくさんあるけど、そういったものも対象になるのか。
農林水産課	開発許可がいないケースもあるので、一概に判断できません。
5 番委員	休憩をお願いします。
議長	休憩します。
	休憩 午後 1 時 44 分 再開 午後 1 時 51 分
議長	再開します。まだ質疑ありますでしょうか。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、豊見城市長に対して「適正である。」と回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、豊見城市長に対して、「適正である。」と回答することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について説明をお願いします。

農林水産課

続いて 2 件目の申請についてご説明させていただきます。

議案書 25 ページをお開きください。

申請場所及び面積は、字保栄茂 555-1 (248 m²の内 18 m²)、555-3 (209 m²の内 36 m²)。

目的は、農機具収納庫 3 棟 (農業用倉庫・農薬倉庫)・給水施設・トイレ・駐車場、2 筆合計 54 m²の変更となります。

議案書 29 ページに現況写真を載せてあります。

1 件目同様土地利用者は変更手続きがあることを知らずに設置・利用しており、始末書を提出してもらい、今後申請漏れがないよう指導し手続きを踏んでもらっております。

申請内容については、農業用施設用地に該当することから、農林水産課としては適当であると考えております。

2 件目の説明は以上です。審議のほどよろしく願いいたします。

議長

整理番号 2 番について農林水産課の説明が終わりました。

整理番号 2 番について委員の質疑を許します。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、豊見城市長に対して「適正である。」と回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については、豊見城市長に対して、「適正である。」と回答することに決定しました。

次に、整理番号 3 番について説明をお願いします。

農林水産課

続いて 3 件目の申請についてご説明させていただきます。

議案書 31 ページをお開きください。

申請場所及び面積は、字上田 389-2 (1,494 m²の内 88.56 m²)。

目的は、農機具格納庫（農業用倉庫）および駐車場の敷地合計 88.56 m²の変更となります。

議案書 34 ページに現況写真を載せてあります。

土地所有者は変更手続きがあることを知らずに設置・利用しており、今回の農地法 3 条申請の際に用途区分の変更申請がなされていないことが発覚したため、始末書を提出してもらい、今後申請漏れがないよう指導し手続きを踏んでもらっております。

申請内容については、農業用施設用地に該当することから、農林水産課としては適当であると考えております。

3 件目の説明は以上です。審議のほどよろしく願いいたします。

議長

整理番号 3 番について農林水産課の説明が終わりました。

整理番号 3 番について委員の質疑を許します。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番については、豊見城市長に対して「適正である。」と回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については、豊見城市長に対して、「適正である。」と回答することに決定しました。

これより議案審議に入ります。議案第 44 号について審議します。

「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いしたいと思います。では、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第 44 号について説明いたします。

議案書の 36 ページから 37 ページとなります。

では、議案書の 36 ページをお開き下さい。

議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、7 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 39 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字上田 389-2 につきましては、農地法第 3 条第 2

項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

本申請につきまして、補足説明がございました。

先の「報告第 80 号の整理番号 2 番」及び「協議第 4 号の整理番号 3」と関連しております。申請書提出時点において、畑内に既に農業用倉庫が建てられており、違反状態にありましたが、現在は解消されていることとなりますので審議いただけますようお願いいたします。

整理番号 2 番につきまして、議案書の 41 ページ をお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字饒波 455-1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

本申請につきまして、補足説明がございました。

字饒波 455-1 内にハウスが建てられておりますが、こちらは処分制限がないハウスとなります。申請人に確認したところ「親族が自費で建てたハウスである」との話があり、農林水産課にも確認を取っております。

整理番号 3 番につきまして、議案書の 43 ページ をお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字渡嘉敷 516 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 4 番につきまして、議案書の 45 ページ をお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字渡嘉敷 470-1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 3 番及び 4 番の申請につきまして、補足説明がございました。

字渡嘉敷 516、470-1 は譲受人が賃貸借し営農している畑となっております。

今回は、同じ畑を購入する所有権移転の申請となっております。

整理番号 5 番につきまして、議案書の 47 ページ をお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字翁長 397 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 6 番につきまして、議案書の 49 ページ をお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字長堂 166 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 7 番につきまして、議案書の 51 ページ をお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字饒波 218 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

なお、今回の申請にあたって、新規に許可申請する農地及び、すでに耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査結果について、瀬長輝男委員 から報告をお願いします。

瀬長推進委員	それでは、令和 6 年 10 月 15 日に行いました現地調査の結果について報告します。 整理番号 1 番から 7 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。
議長	事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。 議案第 44 号について、1 件ずつ審議します。 はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。 質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、許可することに決定しました。 次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。 質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 2 番については、許可することに決定しました。 次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。 質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 3 番については、許可することに決定し

ました。

次に、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番については、許可することに決定しました。

次に、整理番号 5 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 5 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番については、許可することに決定しました。

次に、整理番号 6 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 6 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 6 番については、許可することに決定しました。

次に、整理番号 7 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 7 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 7 番については、許可することに決定しました。

次に、議案第 45 号について審議します。

議案第 45 号については、農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員の報告もお願いしたいと思います。

では、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の 53 ページをお開きください。議案第 45 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして 54 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字保栄茂 322-1。転用目的は農業用施設。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は農振農用地になっております。

農業用施設であっても転用許可が必要になりますが、平成 25 年 5 月頃から許可なく農業用施設を設置していたようです。始末書を受領しております。

整理番号 2 番につきまして 57 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字座安 285。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。

農地の区分は 3 種農地と判断しております。

現地の調査結果については上原啓一委員から報告をお願いします。

2 番委員

それでは、令和 6 年 10 月 22 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番の申請地について、現場は事務局の説明のあったとおり土地の一部が既に施設へ転用されておりました。

現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。

整理番号 2 番について、現場は土地の半分程度で耕作されていることを確認しました。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。説明は以上です。

議長

事務局及び農業委員の説明が終わりました。議案第 45 号について一件ずつ審議します。はじめに整理番号 1 番について委員の質疑を許します。

	質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。
8 番委員	休憩をお願いします。
議長	休憩します。
	休憩 午後 2 時 10 分 再開 午後 2 時 13 分
議長	再会します。他に質疑ありますでしょうか。 (8 番委員挙手)
議長	はい。金城委員。
8 番委員	用途変更と転用申請は両方やらなければいけないのか。
事務局	はい。用途変更は農振法、転用は農地法で別の手続きとなっております。
議長	他に質問のある方はいらっしゃいますか。それではこれより採決いたします。 整理番号 1 番については農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから 許可相当として沖縄県知事に進達することにご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことです。整理番号 1 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は、挙手をしてから質疑をお願いいたします。質疑なしと認めます。これより採決します。整理番号 2 番については農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから 許可相当として沖縄県知事に進達することにご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことです。整理番号 2 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

	次に議案第 46 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書の 61 ページをお開きください。議案第 46 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして 62 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字饒波 302-3。転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。 整理番号 2 番につきまして 66 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 327-3。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。 現地の調査結果については上原啓一委員から報告をお願いします。
2 番委員	それでは、令和 6 年 10 月 22 日に行いました現地調査の結果について報告します。 整理番号 1 番について、現場は雑草が繁茂しており、遊休状態となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。 整理番号 2 番について、現場は一部ニラが作付けされておりましたが、8 割程度は雑草が繁茂しており、遊休状態となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。説明は以上です。
議長	事務局及び農業委員の説明が終わりました。議案第 46 号について一件ずつ審議します。整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。質疑なしと認めます。これより採決します。整理番号 1 番については農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから 許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。 次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は、挙手してから質疑をお願いいたします。質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことです。整理番号 2 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に議案第 47 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の 71 ページをお開きください。議案第 47 号「一時転用承認申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。申請案件についてご説明します。

72 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字名嘉地 177-1、177-2。転用目的は資材置き場。当該申請地は農地法第 5 条第 1 項第 1 号の許可を要しない転用に該当し、事業完了後の農地への復元が見込まれることから承認相当ではないかと思われます。申請地については昨年 12 月に同工事で申請があり資材置場として利用しておりました。今回の申請にあったっては、同工事で別契約を受注したことにより、期間の延長のための申請となっております。

続いて現地調査の結果を金城敏満委員の方からお願いいたします。

7 番委員

申請地について、現場は事務局の説明のあったとおり既に資材置場へととなっております。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。

議長

事務局及び農業委員の説明が終わりました。議案第 47 号について審議します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。質疑なしと認め、これより採決します。議案第 47 号について、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことです。議案第 47 号については、承認することに決定しました。次に、議案第 48 号について審議します。

議案第 48 号については農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員からの報告もお願いします。では、事務局の説明をお願い

	いします。
事務局	それでは、議案第 48 号「非農地証明願いについて」は 78 ページからご確認ください。10 月 22 日に上原啓一委員、金城敏満委員、班長の宇地原と私、長嶺の 4 名で現場を調査しております。 調査状況について、金城敏満委員の方からご説明よろしく申し上げます。
7 番委員	それでは、整理番号 1 番について説明します。議案書 78 ページからご確認ください。 願い出のあった土地は豊見城市字饒波 215-4。 面積は 846 m²となっております。土地の状況は、平地になっておりましたが、中へ進入できず目視で確認できる範囲では原野の様相となっております。 原野と畑に挟まれており、状況からも農地への復元も困難であり、今後も農地への利用は困難と考えます。 このことから、願い出地は 82 ページ「非農地判断基準」の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えられます。
議長	事務局と農業委員の説明が終わりました。議案第 48 号について審議します。 議案第 48 号について委員の質疑を許します。 質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。 (8 番委員挙手)
議長	はい。金城委員。
8 番委員	これはユンボーを入れれば可能ではないのか。ただ木が生えていて進入不可ということで非農地として判断するのはいかがでしょうか。 以前の例として、物理的に重機の進入路がなく復旧が難しく農業ができないという判断だった。この前面道路の位置づけも調べていますか。
事務局	遊歩道になりますかね。
8 番委員	これは管理道路です。例えば、接道とみているのか、この判断がよくわからない。木が生い茂っているから畑ができないとなったら、遊休農地で木が生えていたら畑ができなくなるとならないか。前の話ではユンボーをいれればできる

ということではなかったか。河川の管理道路は公道ではない。公道でないのなら一般の人を通らないように締め切ることができる。そうすると接道義務を果たさない。許可をもらえば別だが。普段はオープンになっているはず。通れるなら可能ではないか。管理道路だから接道義務を果たさない。里道も狭く、進入もできないから耕作できないというのであればわかるが、木が生い茂っているから畑ができないっていうのは通らないのではないか。

議長

休憩します。

休憩 午後 2 時 27 分

再開 午後 2 時 41 分

議長

再開します。

事務局

それでは、金城敏満委員の方で説明いただいた基準判断を①から②に変更し、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものとし、非農地として判断させていただければと思います。

議長

よろしいでしょうか。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これより採決します。議案第 48 号について、現地確認調査書のとおり、非農地証明は、証明相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第 48 号については、現地確認調査書のとおり、非農地証明は証明相当とすることに決定いたします。

以上をもちまして本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和 6 年 10 月 29 日 (火)

午後 2 時 43 分終了

議事録署名委員

議長

頼長 澄子

7 番委員

金城 敏満

8 番委員

金城 道夫